

(別紙)

平成 13 年 7 月 5 日付課法 3 - 57 ほか 11 課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

改 正 後	改 正 前																													
<p>(324 光ディスク等による提出の取りやめ届出書)</p> <p style="text-align: center;">光ディスク等による提出の取りやめ届出書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20%; text-align: center;">(フリガナ) 営業所名称</td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%; text-align: center;">※局番整理番号</td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 50%;"></td></tr><tr><td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td><td style="text-align: center;">〒</td><td colspan="2" style="text-align: center;">電話 - -</td><td></td></tr><tr><td style="text-align: center;">(フリガナ) 営業所長氏名</td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">Ⓜ</td><td></td></tr><tr><td style="text-align: center;">(フリガナ) 作成担当者氏名</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <p style="text-align: center;">税務署長殿</p> <p>平成 年 月 日から租税特別措置法第 37 条の 14 第 9 項第 2 号に定める光ディスク等による提出を取りやめることとしたので届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20%; text-align: center;">承 認 番 号</td><td style="width: 80%;"></td></tr><tr><td style="text-align: center;">光 デ ィ ス ク 等 に よ る 提 出 を 取 り や め よ う と す る 理 由</td><td></td></tr><tr><td style="text-align: center;">参 考 事 項</td><td></td></tr></table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 15%; text-align: center;">※税務署処理欄</td><td style="width: 15%; text-align: center;">確 認</td><td style="width: 70%; text-align: center;">備 考</td></tr></table> <p>(注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none">(1) この届出書は、非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等につき、光ディスク等による提出を取りやめる場合に提出するものです。(2) 「作成担当者氏名」欄には、この届出について回答できる担当者の方の氏名を記入してください。(3) 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。(4) 「※」欄は、記載しないでください。 <p>25. 09</p>	(フリガナ) 営業所名称		※局番整理番号			平成 年 月 日	〒	電話 - -			(フリガナ) 営業所長氏名			Ⓜ		(フリガナ) 作成担当者氏名					承 認 番 号		光 デ ィ ス ク 等 に よ る 提 出 を 取 り や め よ う と す る 理 由		参 考 事 項		※税務署処理欄	確 認	備 考	<p>(324 光ディスク等による提出の取りやめ届出書)</p> <p>(新 設)</p>
(フリガナ) 営業所名称		※局番整理番号																												
平成 年 月 日	〒	電話 - -																												
(フリガナ) 営業所長氏名			Ⓜ																											
(フリガナ) 作成担当者氏名																														
承 認 番 号																														
光 デ ィ ス ク 等 に よ る 提 出 を 取 り や め よ う と す る 理 由																														
参 考 事 項																														
※税務署処理欄	確 認	備 考																												

(規格 A 4)

(325 非課税適用確認書)

(325 非課税適用確認書)

確認書番号 - - -

(新 設)

非課税適用確認書

申請者の	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	基 準 日	年 月 日
	基準日における国内の住所	
勘 定 設 定 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間	
整 理 番 号		
参 考 事 項		
(備考) この確認書では、J I S第1水準及び第2水準以外の漢字及びカナを、J I S第1水準及び第2水準の漢字及びカナに置き換えています。		
上記の申請者については、租税特別措置法第37条の14第10項第1号に該当することを確認しました。 平成 年 月 日 <p style="text-align: center;">税務署長 財務事務官</p>		

改 正 後

改 正 前

(325 非課税適用確認書)

(325 非課税適用確認書)

非課税適用確認書

(新 設)

1 使用目的

「非課税適用確認書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 1 号に定める書類を交付する際に使用する。

2 出力対象

「非課税適用確認書」は、名寄せ処理を行った結果、事前に非課税適用確認書の交付申請がない場合に出力される。

3 出力時期

「非課税適用確認書」は、名寄せ処理後に「帳票出力」処理を行った日の翌稼動日以降出力が可能となる。

4 出力順序

以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。

- ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号）
- ② 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称）
- ③ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地）
- ④ 金融商品取引業者等の営業所の名称
- ⑤ 金融商品取引業者等の営業所の所在地
- ⑥ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。）
- ⑦ 申請者のフリガナ

5 出力要領

項 目	内 容
確 認 書 番 号	(YYMMDD-NNNNN-F-ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNNN : 局署番号 F : 種別（1 : 非課税適用確認書） ZZZZZZ : 通番（上記の中での通番）
申 請 者 の フ リ ガ ナ	申請者のフリガナを印字する。
申 請 者 の 氏 名	申請者の氏名を印字する。
申 請 者 の 生 年 月 日	申請者の生年月日を印字する。
申 請 者 の 基 準 日	申請者の基準日を印字する。
申 請 者 の 基 準 日 に お け る 国 内 の 住 所	申請者の基準日における国内の住所を印字する。
勘 定 設 定期 間	勘定設定期間を印字する。
整 理 番 号	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置専用の整理番号を印字する。
参 考 事 項	金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録された内容を印字する。
年 月 日	非課税適用確認書を作成した年月日を印字する。
税 務 署 名	非課税適用確認書を交付する税務署の名称を印字する。
税 務 署 長 名	非課税適用確認書の作成時点における税務署長名を印字する。

改正後

(325 非課税適用確認書)

項目	内容
官 印	税務署長印を印字する。

改正前

(325 非課税適用確認書)

(新 設)

改 正 後

(326 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書)

通知書番号 - - -

問合せ番号 - - -

非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書

申請者の	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	
勘 定 設 定 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間	
参 考 事 項		
(備考)		
この通知書では、J I S 第 1 水準及び第 2 水準以外の漢字及びカナを、J I S 第 1 水準及び第 2 水準の漢字及びカナに置き換えています。		
上記の申請者については、非課税適用確認書の交付の申請がありましたが、次に掲げる理由から、非課税適用確認書の交付を行いません。		
(理 由)		
平成 年 月 日		
<p style="text-align: center;">税務署長 財務事務官</p>		

改 正 前

(326 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書)

(新 設)

改 正 後

(326 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書)

非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書

1 使用目的

「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 2 号に定める書面を交付する際に使用する。

2 出力対象

「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、名寄せ処理を行った結果、事前に非課税適用確認書の交付申請がある場合に出力される。

(注) 次の場合も出力対象となる。

- ① 申請者が、非課税口座を設定しようとする年の 1 月 1 日において 20 歳以上でない場合
- ② 申請書が、勘定設定期間の終了の日の属する年の 10 月 1 日以後に提出されている場合

3 出力時期

「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」は、名寄せ処理後に「帳票出力」処理を行った日の翌稼働日以降出力が可能となる。

4 出力順序

以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。

- ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号）
- ② 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称）
- ③ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地）
- ④ 金融商品取引業者等の営業所の名称
- ⑤ 金融商品取引業者等の営業所の所在地
- ⑥ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。）
- ⑦ 申請者のフリガナ

5 出力要領

項 目	内 容
通 知 書 番 号	(YYMMDD-NNNN-F-ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成年月日（年は西暦下 2 桁） NNNN : 局署番号 F : 種別 2 : 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（資料センター出力分） 3 : 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（所轄署出力分） ZZZZZZ : 通番（上記の中での通番）
問 合 せ 番 号	(YYMMDD-NNNN-F-ZZZZZZ) YYMMDD : 名寄せ処理をした日（年は西暦下 2 桁） NNNN : 局署番号 F : 種別 2 : 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（資料センター出力分） 3 : 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（所轄署出力分） ZZZZZZ : 通番（上記の中での通番）
申 請 者 の フ リ ガ ナ	申請者のフリガナを印字する。

改 正 前

(326 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書)

(新 設)

改 正 後

(326 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書)

申請者の氏名	申請者の氏名を印字する。
申請者の生年月日	申請者の生年月日を印字する。
申請者の住所	申請者の住所を印字する。
勘定設定期間	勘定設定期間を印字する。
参考事項	金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録された内容を印字する。
理由	次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める定型文を印字する。 1 2《出力対象》に該当する場合 租税特別措置法第37条の14第10項第2号に該当するため。 2 2《出力対象》の(注)①に該当する場合 申請者から提出された非課税適用確認書の交付申請書は、租税特別措置法第37条の14に定める要件(同条第5項第1号に規定する年齢制限)を満たしていないことから、当該申請書には効力がないため。 3 2《出力対象》の(注)②に該当する場合 申請者から提出された非課税適用確認書の交付申請書は、租税特別措置法第37条の14に定める要件(同条第6項に規定する申請書の提出期間)を満たしていないことから、当該申請書には効力がないため。
年 月 日	非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成年月日を印字する。
税 務 署 名	非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書を交付する税務署の名称を印字する。
税 務 署 長 名	非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の作成時点における税務署長名を印字する。
官 印	税務署長印を印字する。

改 正 前

(326 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書)

(新 設)

(327 非課税口座開設情報の取消依頼書)

(327 非課税口座開設情報の取消依頼書)

非課税口座開設情報の取消依頼書

平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ)	※局署整理番号
	営業所名称	
	営業所所在地	〒 電話 - -
	(フリガナ)	営業所長氏名
	(フリガナ)	作成担当者氏名

租税特別措置法第37条の14第13項の規定により「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」(以下「非課税口座開設情報」といいます。)を提供していましたが、下記のとおり当該事項を取消しする事情が生じたので、別添の申請者に係る非課税口座開設情報の取消しを依頼します。

【取消しする事情】

提供すべきでない非課税口座開設情報を提供していたため

その他 ()

【参考事項】

	整理簿	内容確認	作成	入力	備考
※税務署処理欄					

(規格A4)

(注意事項)

- この取消依頼書は、所轄税務署長に「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」を提供した後に、当該事項を取消しする事情が生じた場合に、金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長にその旨を依頼するために提出するものです。
- 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

(新 設)

改 正 後

(328 非課税口座開設情報の取消事項明細書)

非課税口座開設情報の取消事項明細書

項番	整理番号(NISA)	申請者氏名	申請者氏名(フリガナ)	生年月日	基準日住所	勘定定期間の開始の年
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(注) この明細書に代えて重複申請者リストの「取消の有無」欄に「○」を記載した上で、当該リストの写しを作成し、添付することとして差し支えありません。

改 正 前

(328 非課税口座開設情報の取消事項明細書)

(新 設)

(329 非課税適用確認書の訂正依頼書)

(329 非課税適用確認書の訂正依頼書)

非課税適用確認書の訂正依頼書

平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ)	※局署整理番号
	営業所名称	
	営業所所在地	〒
	(フリガナ)	電話 - -
	営業所長氏名	印
	(フリガナ)	作成担当者氏名

租税特別措置法第37条の14第10項第1号の規定により税務署長から交付された非課税適用確認書について下記の事項を訂正の上、非課税適用確認書を再交付願います。

		訂正前 (非課税適用確認書に記載された事項)	訂正箇所	訂正後
申請者の	フリガナ		<input type="checkbox"/>	
	氏名		<input type="checkbox"/>	
	生年月日		<input type="checkbox"/>	
	基準日住所		<input type="checkbox"/>	
添付書類	<input type="checkbox"/> 非課税適用確認書 <input type="checkbox"/> 申請者の「基準日における国内の住所を証する書類（住民票の写しなど）」の写し			
参考事項				

※税務署 処理欄	整理簿	内容確認	回付日	入力日	入力確認
			

(規格 A 4)

(新 設)

改 正 後

(329 非課税適用確認書の訂正依頼書)

非課税適用確認書の訂正依頼書の記載要領等

- 1 この訂正依頼書は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 1 号の規定により所轄税務署長から交付された非課税適用確認書について訂正を依頼する場合に提出するものです。
なお、この訂正依頼書は、当該非課税適用確認書に記載された申請者の氏名（フリガナを含みます。）、生年月日、基準日における国内の住所との間に差異が生じている場合のみ使用することに留意してください。
- 2 この訂正依頼書には、次に掲げる書類を添付してください。ただし、非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項の提供を行った金融商品取引業者等の営業所の長以外の金融商品取引業者等の営業所の長が訂正依頼書を提出する場合には、②の書類の添付を省略して差し支えありません。
 - ① 訂正を依頼する非課税適用確認書
 - ② 申請者の「基準日における国内の住所を証する書類（住民票の写しなど）」の写し
- 3 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
- 4 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(329 非課税適用確認書の訂正依頼書)

(新 設)

(330 非課税適用確認書の再交付申請書)

(330 非課税適用確認書の再交付申請書)



非課税適用確認書の再交付申請書

税務署長殿

1 申請者に関する事項		提出年月日	平成	年	月	日
(フリガナ)		生年月日	明治・大正・昭和・平成	年	月	日
申請者氏名	Ⓜ 整理番号					
申請者の住所	〒 -	電話	-	-		
租税特別措置法第37条の14第5項第3号に規定する非課税適用確認書の再交付を申請します。						
理由	<input type="checkbox"/> 紛失のため <input type="checkbox"/> その他 ()					
該当する勘定設定期間の区分	<input type="checkbox"/> 平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間 <input type="checkbox"/> 平成30年1月1日から平成33年12月31日までの期間 <input type="checkbox"/> 平成34年1月1日から平成35年12月31日までの期間	基準日	平成	年	月	日
申請者の基準日における国内の住所						

2 金融商品取引業者等の営業所に関する事項		※局署整理番号
(フリガナ)		確認書類の名称
営業所名称		
営業所所在地	〒 -	確認者印
	電話 - -	
(フリガナ)		営業所の 受理日付印
営業所長氏名	Ⓜ	
(フリガナ)		
作成担当者氏名		

※税務署 処理欄	整理簿	内容確認	決裁	統括官	担当者	再交付	確認印
			

(規格A4)

(新設)

改 正 後

(330 非課税適用確認書の再交付申請書)

非課税適用確認書の再交付申請書の記載要領等

1 この申請書は、申請者が、税務署長から交付を受けた非課税適用確認書を紛失等したため、その非課税適用確認書（以下「紛失確認書」といいます。）に記載された勘定設定期間と同一の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の再交付を受けようとする場合に使用してください。申請者は、当該申請書を非課税口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に提出し、提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。

ただし、次に掲げるような場合には、非課税適用確認書の再交付を行いませんので、ご注意ください。

(1) 紛失確認書に記載された勘定設定期間の終了の日の属する年の 10 月 1 日以後にこの申請書を提出した場合

(2) 過去にこの申請書の記載内容に該当する非課税適用確認書が交付されていない場合

2 申請者は、この申請書を提出する際、非課税口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所の長に、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項に定める書類を提示して氏名、生年月日及び住所を告知し、その告知した事項につき確認を受けてください。なお、提示を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、この申請書に、告知を受けたものと異なる氏名、生年月日及び住所が記載されている場合には、この申請書を受理することはできません。

I 申請者に関する事項の記載要領

1 「整理番号」欄には、紛失確認書に記載された整理番号が分かる場合には、その整理番号を記載してください。

2 「理由」欄は、該当する理由のチェック欄□にチェックを付してください。なお、「その他」に該当する場合には、かっこ内に具体的な理由を記載してください。

3 「該当する勘定設定期間の区分」欄は、紛失確認書に記載された勘定設定期間と同一の勘定設定期間のチェック欄□にチェックを付してください。

4 「基準日」欄には、「該当する勘定設定期間の区分」欄でチェックした勘定設定期間の区分に応じ、次表の「租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 3 号に定める日」欄に掲げる日に国内に住所を有する場合にはその日を、その日に国内に住所等を有しない場合にはその日後最初に国内に住所等を有することとなった日を記載してください。

勘定設定期間	基準日
平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの期間	平成 25 年 1 月 1 日
平成 30 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの期間	平成 29 年 1 月 1 日
平成 34 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの期間	平成 33 年 1 月 1 日

5 「申請者の基準日における国内の住所」欄には、「基準日」欄に記載した日における国内の住所を記載してください。

II 金融商品取引業者等の営業所に関する事項の記載要領

1 「確認書類の名称」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者から提示された租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項に定める書類の名称を記載してください。

2 「確認者印」欄には、申請者からこの申請書の提出を受けた際、申請者が告知した氏名、生年月日及び住所と上記 1 の書類に記載された氏名、生年月日及び住所との一致を確認した者が、その者の印を押印してください。

3 「作成担当者氏名」欄には、この申請書について回答できる担当者の氏名を記入してください。

「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(330 非課税適用確認書の再交付申請書)

(新 設)